

令和8年度採用 福岡市博多区 除草対策推進員(会計年度任用職員) 募集案内

1 応募受付期間

令和8年1月14日(水)～令和8年1月28日(水)※必着

2 募集内容

職名	博多区 除草対策推進員
採用予定人数	1人
職務の概要	空き地等の要除草地対策推進業務 ①市民等からの相談、現地調査及び状況確認、土地所有者等の特定、除草要請 ②除草台帳の整理 ③廃屋に対する指導指針に基づく廃屋や空家等の除草相談 ④その他前各号に掲げる業務に付随する業務その他所属長が必要と認める業務
勤務地	福岡市博多区役所 地域整備部 生活環境課 (福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所8階)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用(翌年度も採用)を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受験資格	1 次の資格要件を全て満たす人 (1)普通自動車運転免許(AT車限定免許可)を所有し、実際に車両を運転できる人 (2)任用期間を通じて職務に従事できる人 (3)基本的なパソコン操作(ワード、エクセル)ができる人 2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条(抄)】 (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの (2)福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込みがある)人

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	1次試験	2次試験
日時・会場	—	令和8年2月18日(水) ※場所・日時等の詳細は1次試験合格者に通知します。
内容	申込書による書類選考	面接試験、実技試験
合格発表	令和8年2月4日(水)予定 ※申込者全員に、試験結果を郵送で通知します。 <u>※令和8年2月10日(火)までに試験結果が届かない場合は担当者までご連絡ください。</u>	令和8年2月24日(火)午前10時予定 ※福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を郵送で通知します。

※合否については、電話による問い合わせにはお答えできません。

4 合格から採用まで

- (1)最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿(以下、「候補者名簿」という。)に登載されます。
- (2)候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3)候補者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。(欠員が生じた場合は、候補者名簿の中から随時採用を行います。)
- (4)令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (5)地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月(勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日勤務(月曜日から金曜日)
休日	土日祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間:27時間30分 1日の勤務時間:原則、午前9時から午後3時30分(休憩時間60分)
給与	月額 194,067円～205,465円(地域手当を含む。)※令和8年度見込み ※採用日前10年間について、本市職員(会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む。)として在職期間がある場合は、その職歴に応じて給料等の額を決定
期末手当	年2回(6月、12月) ※令和7年度は年間で給与の2.525月分を在職期間に応じて支給
勤勉手当	年2回(6月、12月) ※令和7年度は年間で給与の2.125月分を在職期間に応じて支給
通勤手当	条例、規則等に基づき別途支給(月55,000円まで)
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険(福岡市職員共済組合)、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法における服務に関する各規定が適用(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限)
その他	・給与等支給日:毎月20日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日) ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

6 応募方法等

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・福岡市博多区 除草対策推進員(会計年度任用職員)募集申込書・返信用封筒(長形3号) <p>※申込書は、博多区役所生活環境課で配布しています。</p> <p>また、福岡市ホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>●記入に当たっては、申込書の「記入上の留意点」をよく読んでください。</p> <p>※返信用封筒には住所・氏名を記入し、必ず110円切手を貼ってください。</p>
受付期間	令和8年1月14日(水)～令和8年1月28日(水)【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none">・郵送又は持参 <p>※提出書類を入れた封筒の表に「除草対策推進員募集申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ特定記録又は簡易書留で郵送、もしくは持参(平日午前9時から午後5時まで。土・日・祝は受け付けません)。</p>
提出先	〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所8階 福岡市博多区役所地域整備部生活環境課(除草対策推進員採用担当)

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日(閉庁日の場合はその翌日)から1か月間(郵送による請求の場合は消印有効)、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市博多区役所 地域整備部 生活環境課(除草対策推進員採用担当)

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号(福岡市博多区役所8階)

電話:(092)419-1068(平日 9:00～17:00) FAX :(092)441-5603

【博多区役所】

- 福岡市営地下鉄祇園駅「P2出口」から徒歩5分
- 西鉄バス「駅前1丁目」バス停から徒歩5分
- JR「博多」駅から 徒歩7分



いずれの駐車場も大変混み合います。公共交通機関をご利用ください。